（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第二百十六条の二の六　法第百十八条第一項第四号イの農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害により紛争解決等業務（法第百十八条第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（割合の算定）

第二百十六条の二の七　法第百十八条第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた共済事業実施組合の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二百十六条の四において同じ。）に農林水産大臣により公表されている共済事業実施組合（次条及び第二百十六条の五第二項において「全ての共済事業実施組合」という。）の数で除して行うものとする。

（共済事業実施組合に対する意見聴取等）

第二百十六条の三　法第百十八条第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、共済事業実施組合に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、全ての共済事業実施組合の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、全ての共済事業実施組合に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（以下「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ～ハ　（略）

三　（略）

2　法第百十八条第二項の結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　全ての説明会の開催年月日時及び場所

二　全ての共済事業実施組合の説明会への出席の有無

三　全ての共済事業実施組合の意見書の提出の有無

四　（略）

五　提出を受けた意見書に法第百十八条第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、共済事業実施組合から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第二百十六条の二の六　法第百二十一条の六第一項第四号イの農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害により紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（割合の算定）

第二百十六条の二の七　法第百二十一条の六第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（同項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた共済事業実施組合の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二百十六条の四において同じ。）に農林水産大臣により公表されている共済事業実施組合（次条及び第二百十六条の五第二項において「すべての共済事業実施組合」という。）の数で除して行うものとする。

（共済事業実施組合に対する意見聴取等）

第二百十六条の三　法第百二十一条の六第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、共済事業実施組合に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、すべての共済事業実施組合の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、すべての共済事業実施組合に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（以下「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ～ハ　（略）

三　（略）

2　法第百二十一条の六第二項の結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての共済事業実施組合の説明会への出席の有無

三　すべての共済事業実施組合の意見書の提出の有無

四　（略）

五　提出を受けた意見書に法第百二十一条の六第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、共済事業実施組合から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。